

後期高齢者医療制度 のご案内

令和8年度
(2026年度)版



制度のしくみ

対象者(被保険者)

保険料

お医者さんにかかるとき

1年に1回健康診査・歯科
口腔健康診査を受けましょう

適正受診にご協力ください

目次

制度のしくみ	2
対象者(被保険者)	3
保険料	4
お医者さんにかかるとき	9
■ 資格情報の確認	9
■ 自己負担割合	11
■ 高額療養費	13
■ 高額介護合算療養費	14
■ 入院したときの食事代	15
■ あとから払い戻しが受けられるとき	16
■ 交通事故などにあつたとき	16
■ 亡くなったとき	16
1年に1回健康診査・歯科口腔健康診査を受けましょう	17
適正受診にご協力ください	18
■ 柔道整復(接骨院・整骨院)のかかり方	18
■ セルフメディケーションを心がけましょう	18
■ 上手な医療のかかり方・正しい薬の使い方	19
お住まいの市区町村の後期高齢者医療に係るお問い合わせ先	裏表紙

※今後の制度の見直しにより、内容が変更になる場合があります。

熊本県後期高齢者医療広域連合

制度のしくみ

後期高齢者医療制度は、高齢者の方の医療を国民全体で支えあう医療保険制度です。熊本県内すべての市町村が加入する『熊本県後期高齢者医療広域連合』が運営主体となります。

広域連合の役割

制度の運営を行います。

- 被保険者の認定
- 資格確認書等の交付決定
- 医療を受けたときの給付
- 保険料の決定
- 保健事業の実施



市区町村の役割

各証の引渡し・各種申請の受付などを行います。

- 資格確認書等の引渡し
- 各種申請の受付
- 保険料の徴収・納付相談
- 健康診査
- 健康教育・健康相談

Q 届出はどこにすればいいのですか？

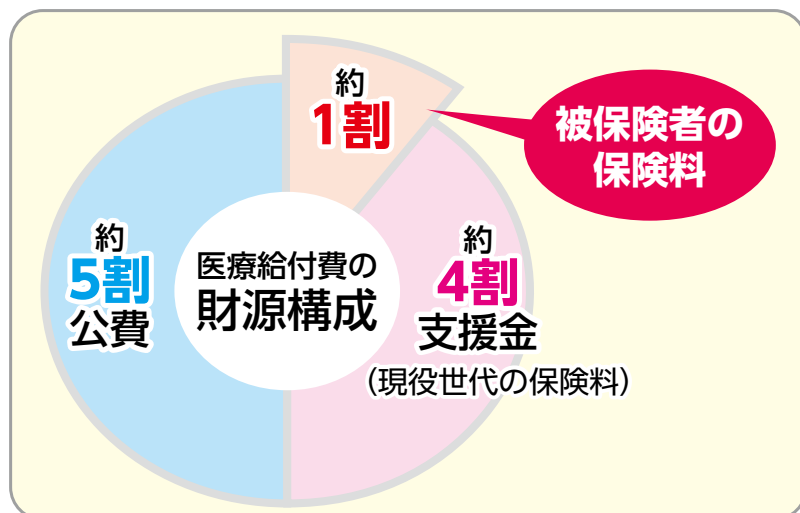
A お住まいの市区町村の窓口で届出をしてください。
詳しくはお住まいの市区町村にお尋ねください。(パンフレット裏表紙参照)

後期高齢者医療制度の財政

原則として公費（約5割）、現役世代からの支援金（約4割）、被保険者の方から納めていただく保険料（約1割）で運営しています。

保険料は医療費の一部に充てるもので、被保険者（加入者）一人ひとりに納めていただきます。

医療費の増加に伴い、保険料が引き上げられることがありますので、適正受診などにより、医療費の抑制に努めましょう。



対象者（被保険者）



75歳以上の方（75歳の誕生日当日から対象）

→75歳到達による加入手続きは不要です。

65歳以上75歳未満で一定の障がいについて 広域連合の認定を受けた方（認定を受けた日から対象）

→障がいの認定申請は任意です。75歳になるまではいつでも申請することができます。また、いつでも将来に向けて撤回することができます。（遡って撤回はできません。）

●申請する場合は、下記の手帳等と資格確認書を添えてお住まいの市区町村に届け出てください。

必要書類（一例）	該当となる区分
身体障害者手帳	●1～3級 ●4級の一部
精神障害者保健福祉手帳	●1～2級
療育手帳	●A（重度）
国民年金法などの障害年金	●1～2級

◆生活保護を受給されている方などは対象になりません。

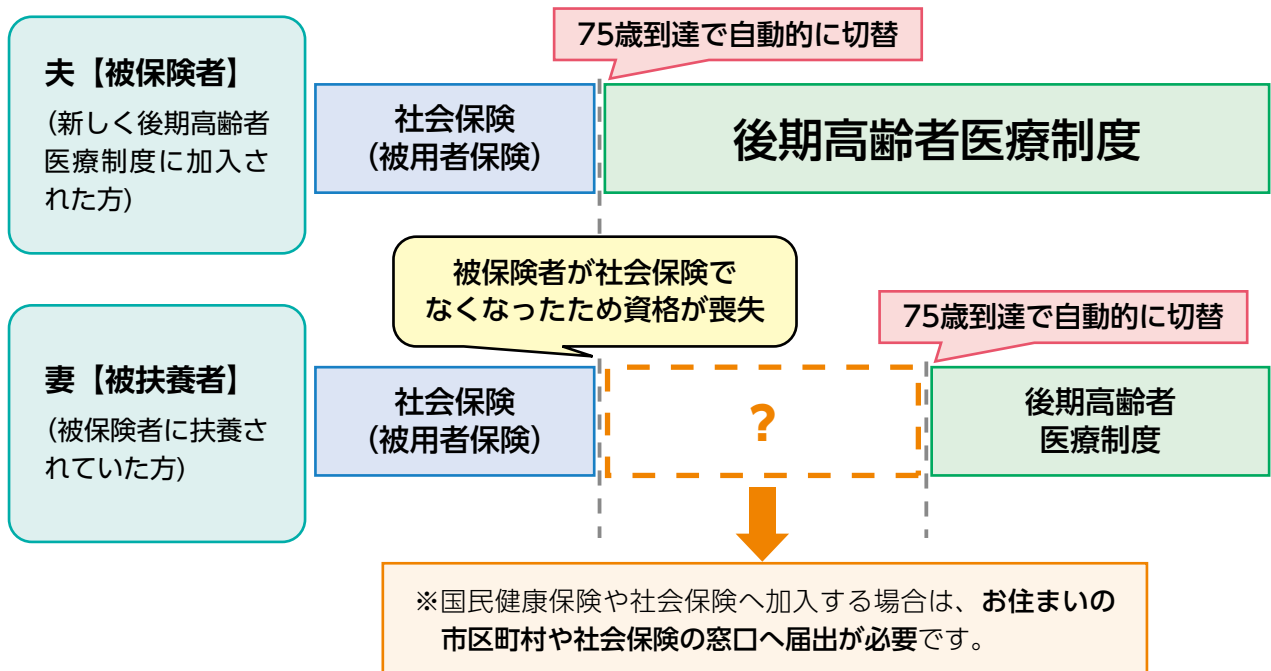
ポイント

後期高齢者医療制度の被保険者になると、それまで加入されていた国民健康保険や社会保険※などの資格は喪失します。

※「社会保険」とは、国民健康保険や国民健康保険組合を含まない、協会けんぽ（全国健康保険協会管掌健康保険）、組合管掌健康保険組合、船員保険、共済組合などの被用者保険のことです。

これまで社会保険に加入し、どなたかを扶養していた場合、届出が必要です。

例 夫が社会保険で、妻がその被扶養者であった場合（妻が75歳未満の場合）



保険料

保険料（医療分）を決める基準（保険料率）は、2年ごとに見直され、熊本県内すべての市区町村で、均一となります。

保険料（医療分）の計算方法

熊本県における
保険料（年額）

令和8年度

●年間保険料額は、100円未満切捨て。

$$\begin{array}{l} \text{年間} \\ \text{保険料額} \\ \text{限度額85万円} \end{array} = \begin{array}{l} \text{均等割額} \\ \text{被保険者一人あたり} \\ \text{63,000円} \end{array} + \begin{array}{l} \text{所得割額} \\ \text{旧ただし書き所得}^{*1,2} \\ \times 11.06\% \text{ (所得割率)} \end{array}$$

■総所得金額等の計算方法

$$\begin{array}{l} \text{総所得金額等} \\ \text{各種所得控除前} \\ \text{の金額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{公的年金等の所得} \\ \text{公的年金等収入} - \\ \text{公的年金等控除額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{給与所得} \\ \text{給与収入} - \\ \text{給与所得控除額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{その他の所得} \\ \text{その他の収入} - \\ \text{必要経費} \end{array}$$

- 専従者控除や譲渡所得特別控除後の金額になります。
- 障害・遺族・老齢福祉年金などの非課税所得は総所得金額等には含まれません。
- その他の収入…営業収入、不動産収入、株式収入などのことです。

※1 旧ただし書き所得は総所得金額等から基礎控除額を差し引いた金額になります。

※2 基礎控除額は次の表のとおり変化します。

なお、合計所得金額は、各種所得控除後の金額のため、総所得金額とは異なります。

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円

■令和8年度から子ども・子育て支援金制度が始まります

子ども・子育て支援金制度は、全世代や企業が支援金を拠出し、子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、子どもや子育て世帯を社会全体で応援するしくみです。

社会を支える若い世代を育むという支えあいの循環を維持する点から、高齢者の方を含めすべての方にメリットがあります。

令和8年度より、医療分の保険料とあわせて納付いただくこととなります。

$$\begin{array}{l} \text{年間} \\ \text{支援金額} \\ \text{限度額21,000円} \end{array} = \begin{array}{l} \text{均等割額} \\ \text{被保険者一人あたり} \\ \text{1,400円} \end{array} + \begin{array}{l} \text{所得割額} \\ \text{旧ただし書き所得}^{*1,2} \\ \times 0.25\% \text{ (所得割率)} \end{array}$$

保険料（医療分）の軽減

■所得の低い方への軽減

世帯の所得状況に応じて、均等割額（年額63,000円）が次のとおり軽減されます。

同一世帯内 ^{※1} の被保険者及び世帯主の 軽減判定所得金額 ^{※2} の合計額	軽減割合	軽減後の 均等割額 (年額)
43万円（基礎控除額） + 10万円 × (給与・年金所得者の数 - 1) ^{※3} 以下の世帯	7.2割 ^{※4}	17,640円
43万円（基礎控除額）+ 31万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与・年金所得者の数 - 1) ^{※3} 以下の世帯	5割	31,500円
43万円（基礎控除額）+ 57万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与・年金所得者の数 - 1) ^{※3} 以下の世帯	2割	50,400円

※1 同一世帯とは、4月1日時点の世帯構成で判定します。（4月1日以降に75歳になり、被保険者になった方などはその取得日で判定）

※2 「軽減判定所得金額」とは、基本的に総所得金額等と同額ですが、満65歳以上の方の公的年金については、「公的年金等収入 - 公的年金等控除額 - 特別控除額(最大)15万円」となります。
また、事業専従者控除、分離譲渡所得の特別控除は適用されません。

※3 下線部の計算式は、同一世帯内の被保険者または世帯主のうち2人以上が、次の要件のいずれかに該当した場合に適用し、該当された方の人数を「給与・年金所得者の数」とします。

収入の種類	基準となる額
公的年金収入	60万円超（65歳未満）
	125万円超（65歳以上）
給与収入	55万円超

※4 保険料額決定通知書の均等割軽減割合欄には「7割」と表記されますが、実際は「7.2割」の軽減割合で計算されます。

■被用者保険の被扶養者であった方への軽減

後期高齢者医療制度に加入される前日に、被用者保険（協会けんぽ、健康保険組合、船員保険、共済組合など）の被扶養者であった方は、**制度加入後2年間に限り、均等割額が5割軽減**されます。

また、**所得割額は制度加入後2年以降もかかりません。**

●国民健康保険、国民健康保険組合は軽減の対象となりません。

保険料（医療分）の計算例（年額）

例 単身世帯で本人の収入が年金199万円のみの場合

均等割額 均等割額の軽減に該当するか確認しましょう。

$$\text{年金収入 } 199\text{万円} - \text{年金控除額 } 110\text{万円} - \text{高齢者特別控除額 } 15\text{万円} = \text{軽減判定所得金額}^* 74\text{万円}$$

$$\text{軽減前均等割額 } 63,000\text{円} \times (10\text{割} - 5\text{割}) = \text{均等割額 } 31,500\text{円}$$

所得割額 所得割額を確認しましょう。

$$\text{年金収入 } 199\text{万円} - \text{年金控除額 } 110\text{万円} = \text{年金所得 } 89\text{万円}$$

$$\text{年金所得 } 89\text{万円} - \text{基礎控除額 } 43\text{万円} = \text{旧ただし書き所得 } 46\text{万円}$$

$$\text{旧ただし書き所得 } 46\text{万円} \times \text{所得割率 } 11.06\% = \text{所得割額 } 50,876\text{円}$$

1年間の保険料

$$\text{均等割額 } 31,500\text{円} + \text{所得割額 } 50,876\text{円} = \text{保険料額 } 82,376\text{円}$$



●年間の保険料額（医療分）は100円未満を切り捨てるため、**82,300円**となります。

※P5参照

* 公的年金等控除額計算表（抜粋）

（65歳以上で公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下の場合）

公的年金等収入額	公的年金等控除額
330万円未満	110万円
330万円以上410万円未満	収入金額×0.25+275,000円
410万円以上770万円未満	収入金額×0.15+685,000円
770万円以上1,000万円未満	収入金額×0.05+1,455,000円
1,000万円以上	1,955,000円

保険料の納め方

原則として、特別徴収（年金からの差し引き）になります。
ただし、年度途中で資格を取得した方や、年金の額によっては、普通徴収（納付書または口座振替等での納付）になります。

対象となる年金受給額

年額18万円以上

年額18万円未満

介護保険料と合わせた保険料額

年金額の2分の1を超えない方

年金額の2分の1を超える方



特別徴収

- 年6回の年金受給日に、年金から保険料が差し引きされます。
- 特別徴収の対象となる方は自動的に特別徴収になります。（申請は不要です。）



仮徴収			本徴収		
4月 (1期)	6月 (2期)	8月 (3期)	10月 (4期)	12月 (5期)	2月 (6期)
保険料の算定が7月に行われるため、前年度の2月に徴収した保険料を仮の金額として徴収します。			7月に算定した年間保険料から、仮徴収で徴収した分を差し引いた金額を3期に分けて徴収します。		

下記の場合、特別徴収できませんので、ご注意ください

- 年度の途中で75歳になられた方（一定期間のみ）
- 年度の途中で他の市町村から転入された方（一定期間のみ）
- 年金担保貸付金を返済中の方 など



特別徴収を口座振替（普通徴収）に変更できます

保険料を特別徴収で納めている方で、口座振替（普通徴収）に変更を希望される方は、お住まいの市区町村の担当窓口へ申請することで変更できます。

普通徴収

- 納付書や口座振替等で納めます。
- 口座振替を希望される場合は、手続きが必要になりますので、お住まいの市区町村の担当窓口へ申請してください。
- 後期高齢者医療制度加入前に国民健康保険料（税）を口座振替で納付されていた方も新たに口座振替の手続きが必要になります。



納期限及び納期数

納期限及び納期数は市区町村ごとに定められています。
詳しくは、お住まいの市区町村にお尋ねください。

保険料を滞納すると

納期限を過ぎた場合、お住まいの市区町村より督促が行われ、延滞金などが徴収される場合があります。

保険料は納期限内にきちんと納めるようにしましょう。

**保険料の納付が難しい場合には、滞納される前に
お住まいの市区町村の担当窓口にご相談ください。**

滞納が続いた場合は、医療機関の窓口で支払う**医療費をいったん全額自己負担**する**特別療養費**の支給対象となることがあります。

さらに、滞納が続いた場合は、年金、預貯金等の財産が**差し押さえられる**ことがあります。

口座振替がオススメです

保険料のお支払いは、安心・確実な口座振替が便利です。
一度手続きをするだけで、毎年度自動的に継続されます。

保険料の減免について

災害や事業の休廃止等の特別な事情により保険料の納付が困難な場合は、申請により保険料が減免される場合があります。詳しくはお住まいの市区町村の担当窓口にご相談ください。

減免の対象種類

- 災害により罹災したとき
- 死亡・疾病等による所得減少があったとき
- 事業廃止等による所得減少があったとき
- 不作為による収入減少があったとき
- 刑事施設に拘禁されたとき
- 生活保護を受けたとき



社会保険料控除について

納めていただいた保険料は、確定申告等で所得税や住民税を計算するときに、社会保険料として控除の対象となります。

特別徴収の場合は年金受給者本人が、普通徴収（口座振替）の場合は口座名義人が控除の適用対象者となります。

詳しくは、税務署やお住まいの市区町村の住民税担当にお問い合わせください。

お医者さんにかかるとき

資格情報の確認

医療機関や薬局の受付では、次の①、②いずれかの方法で資格情報の確認を受けてください。

① マイナ保険証の利用

マイナ保険証とは、健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカードのことをいいます。

マイナ保険証には、さまざまなメリットがあります。まだマイナ保険証をお持ちでない方は、ぜひご利用ください。



マイナ保険証のメリット

過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる

突然の手術・入院でも手続きなしで高額な支払いが免除される

救急現場で、搬送中の適切な応急処置や、搬送先の選定などに活用される



■ マイナンバーカードを健康保険証として利用する方法

マイナンバーカードを申請

■ 申請方法

- ① オンラインで申請する
- ② 郵便局で申請する
- ③ まちなかの証明写真機から申請する

健康保険証として登録

■ 利用登録の方法

- ① 医療機関や薬局にあるカードリーダーで行う
- ② マイナポータルから行う
- ③ セブン銀行ATMから行う

医療機関や薬局で受付

■ 受付方法

- ① カードリーダーにマイナンバーカードを置く
- ② 本人認証を行う
- ③ 画面の指示に従って操作する



詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。

[厚生労働省 マイナ保険証](#)

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178 (平日9:30~20:00 土日祝9:30~17:30)

■ 資格情報のお知らせ

令和8年度の年次更新以降、資格確認書職権交付の対象外の方（85歳未満でマイナ保険証を利用している方）には「資格情報のお知らせ」を交付します。

ご自身の被保険者資格の確認などにご利用ください。

※医療機関や薬局の受付でマイナ保険証の読み取りができないときは、マイナ保険証と一緒に「資格情報のお知らせ」もしくは「マイナポータルの資格情報画面」を提示することで受診できます。

※資格情報のお知らせのみでは受診できません。

② 資格確認書の提示

後期高齢者医療制度では、令和8年7月31日までの間、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、すべての方に資格確認書を交付します。

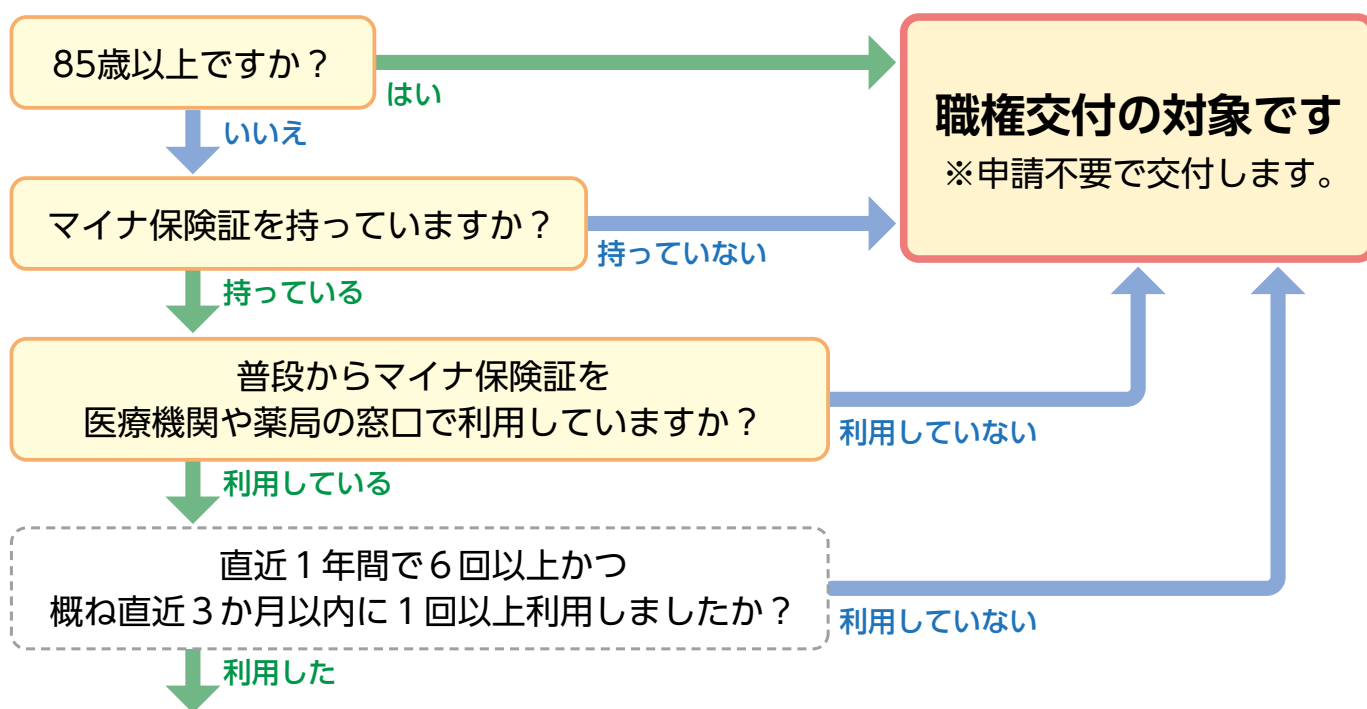
令和8年8月以降は、85歳以上の方や84歳以下でマイナ保険証をお持ちでない方などには申請いただくことなく資格確認書を交付します（下記フローチャート参照）。

資格確認書には自己負担割合が記載されていますので医療機関や薬局で提示してください。

また、申請により負担区分（P11参照）や長期入院該当日（P15参照）、特定疾病区分（P14参照）を併記することができます。

資格確認書職権交付判定のフローチャート

令和8年8月以降



職権交付の対象ではありません (マイナ保険証をご利用ください)

※マイナンバーカードを紛失した方や更新中の方、マイナ保険証での受診が困難な方など、資格確認書が必要な場合はお住まいの市区町村の窓口で申請してください。



- 資格確認書は毎年8月1日の更新で色が変わります。
- 有効期限内でも、自己負担割合等記載内容に変更があった場合は新しい資格確認書が交付されます。お手元にある古い資格確認書はご自身で破棄できますが、必ず有効期限を確認し、個人情報かわからないよう処分してください。
- 資格確認書を破損・紛失したときは、お住まいの市区町村の窓口で再交付申請をおこなってください。

自己負担割合

診療を受けたとき、医療機関等の窓口で総医療費の1～3割の金額をお支払いいただきます。



所得や世帯構成が変更になることで自己負担割合が変更になることがあります。判定の流れについては、次ページをご覧ください。

自己負担割合	負担区分	要件
3割	現役並み所得者Ⅲ	同一世帯に住民税課税所得が690万円以上の被保険者がいる方
	現役並み所得者Ⅱ	同一世帯に住民税課税所得が380万円以上690万円未満の被保険者がいる方
	現役並み所得者Ⅰ	同一世帯に住民税課税所得が145万円以上380万円未満の被保険者がいる方
	<p><基準収入額適用> 下記の場合は、自己負担割合が2割または1割になります。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>①同一世帯に被保険者が2人以上いる場合 被保険者全員の収入の合計額が520万円未満である。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>②同一世帯に被保険者が本人しかいない場合 本人の収入が383万円未満であるか、本人の収入が383万円以上で同一世帯の70歳以上75歳未満の方との収入合計額が520万円未満である。</p> </div> </div>	
2割	一般Ⅱ	同一世帯に住民税課税所得が28万円以上の被保険者がいる方で、下記①または②に該当する方 ①同一世帯に被保険者が1人で「年金収入+その他の合計所得金額」の合計額が200万円以上 ②同一世帯に被保険者が2人以上の世帯で被保険者全員の「年金収入+その他の合計所得金額」の合計額が320万円以上
1割	一般Ⅰ	いずれの区分にも該当しない被保険者
	低所得者Ⅱ(区Ⅱ)	世帯全員が住民税非課税の方〔低所得者Ⅰ(区Ⅰ)以外の方〕
	低所得者Ⅰ(区Ⅰ)	世帯全員が住民税非課税で、世帯全員の所得が0円である世帯に属する方* または、世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者である方

* 公的年金等控除額を80.67万円、給与所得は所得金額調整控除前の金額から10万円を控除して計算します。

自己負担額の減免

被保険者や世帯主が、過去1年以内に災害などの**特別な事情***により、資産などを活用しても、医療機関等への自己負担額の支払いが一時的に困難となった場合、申請をすることにより自己負担額の減免・猶予を受けられることがあります。

減免等の期間は、申請を行った月から6か月以内です。
入院時の食事代など、対象にならない費用もあります。

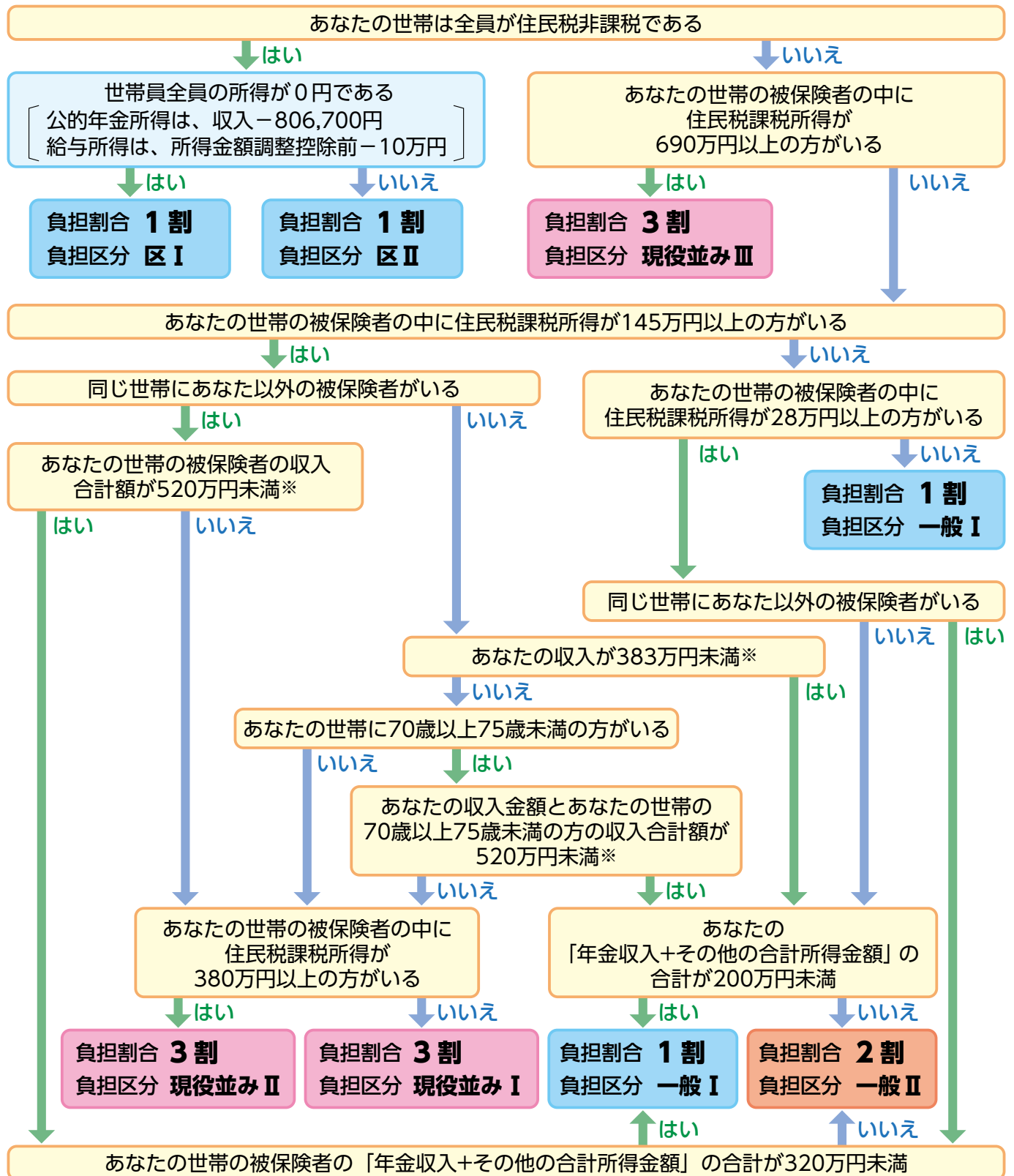
※特別な事情とは……

- 災害で住宅や家財など財産に著しい損害を受けた
- 干ばつや冷害などによる農作物の不作、不漁などで世帯主の収入が著しく減少した
- 事業や業務の休廃止、失業などで世帯主の収入が著しく減少した
- 重篤な疾病や負傷で世帯主が死亡した・重大な障がいを受けた・長期間入院した(ただし被保険者のみの世帯の場合を除く)

詳しくは、お住まいの市区町村の担当窓口または広域連合にご相談ください。



自己負担割合の判定のフローチャート



※収入所得の状況をお住まいの市区町村にて把握できない場合には、申請書（基準収入額適用申請書）を提出いただく場合があります。

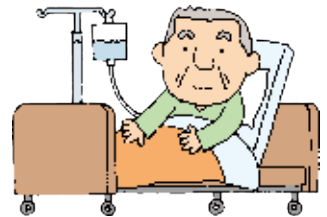
- 退職による収入、市町村民税の対象とならない収入（障害年金・遺族年金など）、確定申告を要しない特定配当などは収入から除きます。
- 昭和20年1月2日以降生まれの被保険者及びその属する世帯の被保険者で、旧ただし書き所得（基礎控除後の総所得金額等）の合計額が、210万円以下である方は1割負担または2割負担になります。

令和8年8月改正予定

高額療養費

同一月（1日から月末まで）に（複数の）医療機関等で支払った自己負担額の合計額が自己負担限度額を超えた場合は、限度額を超えて支払った額を「高額療養費」として支給します。

●高額療養費の対象は保険診療分のみです。入院時食事代、差額室料等の保険が適用とならないものは対象となりません。



令和8年7月まで

* 負担区分と自己負担限度額（月額）

負担割合	負担区分※1	令和8年7月まで	
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
3割	現役並み所得者Ⅲ	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% 〈140,100円〉	
	現役並み所得者Ⅱ	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% 〈93,000円〉	
	現役並み所得者Ⅰ	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 〈44,400円〉	
2割	一般Ⅱ	18,000円	57,600円
1割	一般Ⅰ	【外来年間上限144,000円※2】	〈44,400円〉
	低所得者Ⅱ(区Ⅱ)	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ(区Ⅰ)	8,000円	15,000円

* 負担区分と自己負担限度額（月額）

令和8年8月から

負担割合	負担区分※1	令和8年8月から		年間上限
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)	
3割	現役並み所得者Ⅲ	270,300円+(総医療費-901,000円)×1% 〈140,100円〉		168万円
	現役並み所得者Ⅱ	179,100円+(総医療費-597,000円)×1% 〈93,000円〉		111万円
	現役並み所得者Ⅰ	85,800円+(総医療費-286,000円)×1% 〈44,400円〉		53万円
2割	一般Ⅱ	22,000円	61,500円	53万円
1割	一般Ⅰ	【外来年間上限216,000円※2】	〈44,400円〉	※3
	低所得者Ⅱ(区Ⅱ)	11,000円 【外来年間上限96,000円※2】	25,700円 〈24,600円〉	29万円
	低所得者Ⅰ(区Ⅰ)	8,000円	15,700円	18万円

※1 負担区分の要件については、P11をご参照ください。

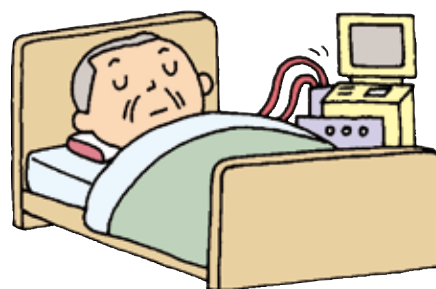
※2 1年間（8月～翌年7月）の外来の自己負担額の上限度額です。

※3 一部41万円の場合があります。

●〈 〉内の額は過去12か月間に高額療養費の該当が3回以上あった場合、4回目以降の額（多数回該当）。

特定疾病の場合

厚生労働大臣が指定する特定疾病（人工透析が必要な慢性腎不全、先天性血液凝固因子障害の一部、血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症）の場合の自己負担限度額は、申請により医療機関ごとに月額10,000円になります。お住まいの市区町村の担当窓口へ申請してください。



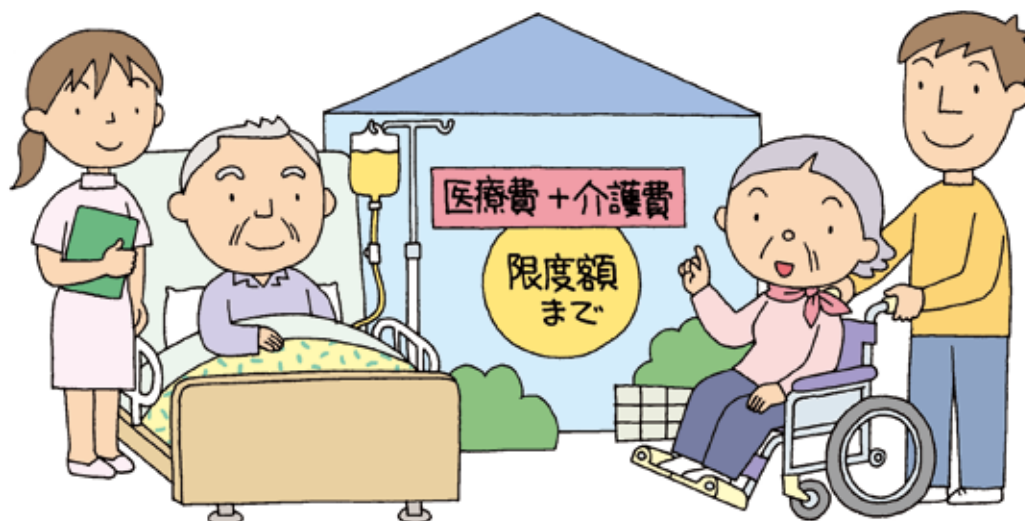
高額介護合算療養費

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、医療保険と介護保険の両方の自己負担を年間で合算し、下記限度額を差し引いて501円以上となったときに支給します。

* 自己負担限度額（年額／令和7年8月～令和8年7月）

負担割合	負担区分	限度額
3割	現役並み所得者Ⅲ	212万円
	現役並み所得者Ⅱ	141万円
	現役並み所得者Ⅰ	67万円
2割	一般Ⅱ	56万円
	一般Ⅰ	
1割	低所得者Ⅱ（区Ⅱ）	31万円
	低所得者Ⅰ（区Ⅰ）	19万円※

※低所得者Ⅰ（区Ⅰ）で介護保険の受給者が複数いる世帯の場合は、限度額の適用方法が異なります。



入院したときの食事代

赤字は令和8年6月以降の金額です

令和8年6月改正予定

①入院時食事療養費(一般病床、精神病床等に入院したとき)

*食費の標準負担額(1食当たり)

負担区分		食費
現役並み所得者		510円(550円)※1
一般Ⅰ・一般Ⅱ		
低所得者Ⅱ (区Ⅱ)	90日以内の入院 (過去12か月の入院日数)	240円(270円)
	90日を超える入院 (過去12か月の入院日数) 長期入院該当※2	190円(220円)
低所得者Ⅰ(区Ⅰ)		110円(130円)



※1 指定難病患者は300円(330円)、平成28年3月31日において既に1年を超えて精神病床に入院しており、平成28年4月1日以降も引き続き入院している方は260円の場合もあります。

※2 低所得者Ⅱ(区Ⅱ)に該当し、過去12か月で入院日数が90日〔低所得者Ⅱ(区Ⅱ)の区分の認定を受けている期間に限ります〕を超える場合は、お住まいの市区町村の担当窓口で長期入院該当申請をしてください。

②入院時生活療養費(医療療養病床※3に入院したとき)

*食費・居住費※4の標準負担額(食費は1食当たり、居住費は1日当たり)

負担区分	医療区分Ⅰ (右に該当しない方)		医療区分Ⅱ・Ⅲ (医療の必要性の高い方)※5		指定難病患者		
	食費	居住費	食費	居住費	食費	居住費	
現役並み所得者	510円※6	370円	510円※6	370円	300円	0円	
一般Ⅰ・一般Ⅱ	(550円)	(430円)	(550円)	(430円)	(330円)		
低所得者Ⅱ (区Ⅱ)	90日以内の入院 (過去12か月の入院日数)	240円	370円	240円	370円		240円
	90日を超える入院 (過去12か月の入院日数) 長期入院該当※2	(270円)	(430円)	(270円)	(430円)		(270円)
低所得者Ⅰ(区Ⅰ)	140円	370円	110円	370円	110円		
	(160円)	(430円)	(130円)	(430円)	(130円)		
老齢福祉年金受給者	110円	0円	110円	0円	110円		
境界層該当者	(130円)		(130円)		(130円)		

※3 「医療療養病床」は、保険医療機関における、急性期を脱し長期の療養を必要とする方のための病床です。

※4 「居住費」は、療養病床に入院しているときの光熱水費相当額の負担分です。

※5 健康保険法施行規則第62条の3第4号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者(平成18年厚生労働省告示第488号)。例えば、人工呼吸器、中心静脈栄養等に要するなど、密度の高い医学的な管理が必要な方、回復期リハビリテーション病棟に入院している方などのことです。

※6 保険医療機関の施設基準等により470円(510円)の場合もあります。

あとから払い戻しが受けられるとき

次のような場合は、いったん全額自己負担しますが、お住まいの市区町村の担当窓口へ申請して認められると、保険給付分の払い戻しを受けることができます。

こんなとき

傷病等の治療を行う上で、医師が必要と認めたコルセットなどの治療用装具を作ったときや輸血のための生血代がかかったとき



海外渡航中に急病やケガなどによりやむを得ず診療を受けたとき（治療目的での渡航や日本国内で保険適用となっていない治療は対象となりません）

●渡航歴のわかる資料（パスポート等）の提示が必要です。



医師の同意の下、はり・きゅう、あんま・マッサージの施術を受けたとき、または、骨折・脱臼などで柔道整復師の施術を受けたとき（いずれも受領委任の取扱いを行っている施術所での施術は自己負担額の負担だけで済む場合があります。）



移動困難な患者が医師の指示により緊急その他やむを得ない必要があつて移送されたとき（移送費）

●計画的に転院する場合、検査目的、本人希望・家族の都合とみられるもの、自宅からの移送・退院時の移送、通常のタクシーを使用した場合などは対象となりません。



急病やケガなどによって、マイナ保険証の利用や資格確認書の提示をできずに診療を受けたことがやむを得ないと認められるとき



交通事故などにあつたとき

交通事故など第三者から被害を受けた場合でも後期高齢者医療で診療を受けることができます。

被害を受けたら、被保険者（被害者）は

①まず警察に連絡する
事故証明書
をもらう。



②示談の前に、必ずお住まいの市区町村の担当窓口へ届出をする



届出に必要なもの

- 第三者行為による傷病届
- マイナ保険証または資格確認書
- 印かん
- 事故証明書（後日でも可）

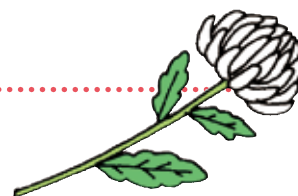
医療費は広域連合が一時立て替えます

加害者が全額負担するのが原則です。保険診療の費用は広域連合が一時立て替えます。

- この場合、後期高齢者医療広域連合が医療費（被保険者の一部負担金を除く）を立て替え、後日、加害者に費用（過失割合に応じた額）を請求することになります。なお、加害者から治療費を受けとったり示談を済ませたりすると後期高齢者医療が使えなくなることがありますので、示談の前に必ずお住まいの市区町村の担当窓口にご相談ください。

亡くなったとき

被保険者が亡くなった場合、葬祭を行った方へ申請により葬祭費として20,000円を支給します。



1年に1回健康診査・歯科口腔健康診査を受けましょう

● 身体健康診査 (医科健診)

加齢による心や身体の活力が低下した状態（フレイル）の早期発見や糖尿病などの生活習慣病の重症化を予防する目的で身体健康診査（医科健診）を実施しています。定期的に受診することで、経年変化を比較し、今の健康状態をチェックすることもできます。健康を守るため、1年に1回医科健診を受け、必要に応じて適切な治療を行いましょ

対象者

健診の受診日において熊本県後期高齢者医療の被保険者の方（ただし、長期入院患者や施設入所者等の一部の方は除きます。）

健診項目

- 問診（質問票） ● 身体計測（身長・体重・BMI）
- 血圧測定 ● 尿検査
- 血液検査（肝機能・脂質・腎機能・血糖・貧血）など

健診料

800円



● 歯とお口の健康診査 (歯科健診)

健康で自立した生活を送るためには「食べる」ことが大切です。かめない、飲み込めない、むせる・・・そんなときは、お口の働きが弱まっている（オーラルフレイル）危険性が高いです。そのままにしておくと、身体や心の病気にかかりやすくなるおそれがあります。早い時期から歯とお口の機能の維持・改善に取り組むため、1年に1回歯科健診を受けて「おいしく食べる力」を保ちましょ

対象者

歯科健診の受診日において、熊本県後期高齢者医療の被保険者の方（ただし、長期入院患者や施設入所者等の一部の方は除きます。）

健診項目

- 問診（質問票） ● 歯の状態（入れ歯などの義歯も含む）
 - かみ合わせの状況 ● 口腔内の状況
 - 口腔機能の状況（舌の動き・飲み込む力など）
 - 歯周組織の状態 ● 口腔ケア（衛生）指導 など
- ※総入れ歯の方も受診しましょう！

健診料

400円（※市町村により異なります）



医科健診と歯科健診の日程・お申し込み

健診の日程、会場、お申し込み方法などは、市町村によって異なります。詳しい内容は、お住まいの市区町村の担当窓口にお問い合わせください。

適正受診にご協力ください

柔道整復（接骨院・整骨院）のかかり方

柔道整復（接骨・整骨・骨つぎ）とは、骨や関節・筋肉等の外傷性が明らかなケガ（すべったり、転んだり、ぶついたりしたときの新しい負傷）の治療・応急手当を目的とする施術です。



健康保険が使えるとき

- 外傷性のケガなどで、その負傷原因がはっきりしているとき。
- 医師や柔道整復師に、骨折、脱臼、打撲及び捻挫（いわゆる肉離れを含む）と診断または判断され、治療を受けたとき。

（骨折及び脱臼については応急手当の場合を除き、あらかじめ医師の同意が必要です。）

上記に記載されている場合以外は、健康保険の適用となりません。
詳細については、熊本県後期高齢者医療広域連合にお問い合わせください。
なお、申請内容等について、お尋ねすることがありますのでご協力ください。

セルフメディケーションを心がけましょう

セルフメディケーション＝自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること

自分の健康を守ることは医療費節約につながります



※OTC医薬品とは：

OTCは「Over The Counter（オーバー・ザ・カウンター）」の略です。OTC医薬品とはカウンター越しに販売される市販薬のことで、薬局やドラッグストアなどで、処方せんなしで購入できます。

購入するときは、症状に合った薬を選ぶために、薬剤師に相談しましょう！

上手な医療のかかり方・正しい薬の使い方

皆様に安心して医療を受けていただくため、以下のことに留意し、できることから始めましょう。

①緊急時以外の救急外来の受診は控えましょう

休日や夜間の時間外受診は重症患者の受け入れに影響するほか、医師や看護師の疲弊にも繋がります。本当に必要な人が必要なときに医療を受けられるよう、緊急時以外は平日の診療時間内に受診しましょう。



②「かかりつけ医」を持ちましょう

体調の変化など、日頃から気軽に相談できる「かかりつけ医」を持つことが大切です。気になる症状があれば、まずはかかりつけの医師に相談しましょう。

③重複受診は控えましょう

同じ病気で複数の医療機関を受診すると、検査や投薬などを最初からやり直すこととなり、体への負担と医療費の負担が大きくなります。今受けている治療に不安などがあるときは、医師に伝えて相談してみましょう。



④薬のもらいすぎに注意しましょう

一度に多くの種類の薬を飲むと、薬本来の効果が出ないだけでなく、重い副作用が起きたり、症状が悪化したりすることがあります。複数の医療機関に通院中の場合は、「お薬手帳」を1冊にまとめ、受診時に必ず持参しましょう。

⑤ジェネリック医薬品を活用しましょう

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、新薬(先発医薬品)と同等の効能・効果を持ち、価格も安くすみます。ジェネリック医薬品を希望する場合は、医師や薬局に相談しましょう。

●ジェネリック医薬品のある薬で新薬を希望すると、負担が増える場合があります。

⑥バイオシミラー希望のときは、医師に相談しましょう

バイオシミラー(バイオ後続品)は、特許期間が過ぎた先行バイオ医薬品と有効性、安全性が同等と認められた安価な医薬品です。

「リフィル処方せん」をご存じですか ～お薬の新しい受け取り方～

- 長い間、同じ薬を飲んでいいるなど、**症状が安定していると医師が判断した場合**に対象となります。
- 医療機関で**同じ処方せん**を毎回もらわず、**医療機関の再診なしで2回または3回**、薬局で薬を受け取ることができる処方せんのことです。

リフィル処方せん のメリット

- 医療機関に行く必要がないため、通院の手間・負担を軽減できます。

リフィル処方せん の注意点

- リフィル処方せんに対応していないお薬があります。
- 受け取り期間に定めがあります。

詳しくは、かかりつけ医、かかりつけ薬局へご相談ください

お住まいの市区町村の後期高齢者医療に係るお問い合わせ先

市郡域	市区町村名	担当課	お問い合わせ先
熊本市	熊本市	国保年金課	096-328-2290 (直通)
	熊本市 中央区役所	区民課	096-328-2278 (直通)
	熊本市 東区役所	区民課	096-367-9125 (直通)
	熊本市 西区役所	区民課	096-329-1198 (直通)
	熊本市 南区役所	区民課	096-357-4128 (直通)
	熊本市 北区役所	区民課	096-272-6905 (直通)
八代市	八代市	国保ねんきん課	0965-33-4490 (直通)
人吉市	人吉市	高齢者支援課	0966-22-2111 (代表)
荒尾市	荒尾市	健康保険課	0968-63-1420 (直通)
水俣市	水俣市	市民課	0966-61-1633 (直通)
玉名市	玉名市	保険年金課	0968-75-1117 (直通)
山鹿市	山鹿市	国保年金課	0968-43-1576 (直通)
菊池市	菊池市	保険年金課	0968-25-7218 (直通)
宇土市	宇土市	市民保険課	0964-27-3312 (直通)
上天草市	上天草市	健康づくり推進課	0969-28-3354 (直通)
宇城市	宇城市	医療保険課	0964-32-1417 (直通)
阿蘇市	阿蘇市	ほけん課	0967-22-3145 (直通)
天草市	天草市	国保年金課	0969-24-8854 (直通)
合志市	合志市	健康ほけん課	096-248-1275 (直通)
下益城郡	美里町	健康保険課	0964-46-2113 (直通)
玉名郡	玉東町	町民生活課	0968-85-3183 (直通)
	南関町	福祉課	0968-57-8503 (直通)
	長洲町	健康づくり課	0968-78-3139 (直通)
	和水町	住民環境課	0968-86-5727 (直通)
菊池郡	大津町	健康保険課	096-293-3114 (直通)
	菊陽町	健康・保険課	096-232-4912 (直通)
阿蘇郡	南小国町	町民課	0967-42-1113 (直通)
	小国町	福祉課	0967-46-2116 (直通)
	産山村	住民課	0967-25-2212 (直通)
	高森町	健康推進課	0967-62-2910 (直通)
	西原村	保健衛生課	096-279-4389 (直通)
	南阿蘇村	健康推進課	0967-67-2704 (直通)
上益城郡	御船町	健康づくり保険課	096-282-1113 (直通)
	嘉島町	町民保険課	096-237-2574 (直通)
	益城町	健康保険課	096-286-3113 (直通)
	甲佐町	住民生活課	096-234-1113 (直通)
	山都町	健康ほけん課	0967-72-1295 (直通)
八代郡	氷川町	町民課	0965-52-5851 (直通)
葦北郡	芦北町	住民生活課	0966-83-9664 (直通)
	津奈木町	ほけん福祉課	0966-78-5566 (直通)
球磨郡	錦町	保険政策課	0966-38-1113 (直通)
	多良木町	住民ほけん課	0966-42-1256 (直通)
	湯前町	税務町民課	0966-43-4130 (直通)
	水上村	保健福祉課	0966-44-0313 (直通)
	相良村	保健福祉課	0966-35-1032 (直通)
	五木村	保健福祉課	0966-37-2214 (直通)
	山江村	健康福祉課	0966-24-1700 (直通)
	球磨村	税務住民課	0966-32-1113 (直通)
	あさぎり町	健康推進課	0966-45-7216 (直通)
天草郡	苓北町	福祉保健課	0969-35-3330 (直通)
その他	熊本県後期高齢者医療広域連合事務局		096-368-6511 (代表)